

3月は市税 収納強化月間

税負担の公正・公平性の確保と各種行政サービスの維持を目的に、3月を収納強化月間として「電話催告」を実施します。

市税の納付遅れや滞納額の増加を防止するため、納期限までの納付が確認できない人に、電話でお知らせします。
※金融機関、口座番号を聞くことや振込の指示をすることは絶対にありません。

■日時
3月9日(土)、10日(日)
9時～16時
■問い合わせ先
納税課 ☎(93) 0433

富里市は口座振替を推進しています 納税は便利な口座振替を

問い合わせ先

納税課管理班	☎(93) 0434
国保年金課国保税班	☎(93) 4084
高齢者医療年金班	☎(93) 4085
高齢者福祉課介護保険班	☎(93) 4980

口座振替は、指定口座から納期限の日に、自動的に引き落としして納税する便利な制度です。
一度申し込むと、翌年度以降も自動的に継続されます。

- 口座振替ができる市税など
- 固定資産税・都市計画税
- 市・県民税(普通徴収)
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
- 介護保険料(普通徴収)



口座振替依頼書で申し込み
口座振替依頼書(①または②)に必要事項を記入・押印し、申込書の種類に応じて提出してください。

①専用ハガキ
市役所(納税課など)と日吉台出張所に備え付けてあります。郵送するか、納税課に提出してください。

②A4サイズの申込書(3枚複写)
納税課と市内金融機関に備え付けてあります。
納税課または市内金融機関に提出してください。

申込期限：開始希望期の2か月前までとなります。
例)平成31年度固定資産税・都市計画税(納期限5月7日)から希望するとき↓2月28日までに申し込んでください。

市では、現在5人の人権擁護委員が、人権に関する問題を解決するため、市民の相談に応じています。相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

人権相談 1人で悩まずに相談を

■日時
毎月第4火曜日
10時～12時 /
13時～14時30分

■場所
福祉センター2階会議室

■市民課
☎(93) 4087

今月の人権相談は
2月26日(火)です

インターネット 公売

市では、市税滞納者から差し押えた財産をインターネットで公売します。

詳しい内容や参加方法は、市公式ホームページ内の「富里市インターネット公売ガイドライン」で確認できます。また、公売の参加・入札はヤフー株式の「官公庁オークション」のページで手続きしてください。

売却で取得した代金は、未納税金などに充てられます。全国どこからでも24時間参加できるインターネット公売に多くの人が参加してもらい、滞納額の縮減を目指します。

公売物件 不動産

土地 富里市立沢字リノ前野
561番197
山林(宅地) 85㎡

富里市立沢字リノ前野
561番227
山林(宅地) 132㎡

公売参加申込期間

2月14日(木) 13時～
2月26日(火) 23時

入札期間

3月5日(火) 13時～
3月12日(火) 13時

ヤフー株

官公庁オークションページ
<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

■納税課 ☎(93) 3895
(インターネット公売専用)

消費生活 相談コラム 175

はい、こちら 消費生活センターです!

消費生活全般に関するトラブルについて、消費生活センターに寄せられる相談事例を紹介いたします。

●「天皇陛下の退位に便乗した 商法に「注意を！」の巻

◆事例◆

見知らぬ事業者から、「平成から年号が変わる。天皇陛下のアルバムを買わないか。」と電話があり、皇室に興味があったので、少し話を聞いてしまった。
本来8万円だが、3万8千円で買えると言われた。最終的に断つたのに一方的に自宅にアルバムが配送され、夫が受け取ってしまった。
(70歳代 女性)

◆アドバイス◆

天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸などの購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。中には長時間に渡って勧誘されたり、断っているのに執拗に勧誘されたりするというケースもあり、注意が必要です。

話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がない場合には、早いうちにはっきりと断りましょう。

○注文や承諾していない商品が届いた場合は、代金を支払わず、受け取り拒否をしましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。

対策として、「誰が注文したか分からない荷物を受け取らない」というルールを家族で作っておくのも有効です。
【国民生活センター「見守り新鮮情報 第324号」】

■日時

平日(祝日、年末年始を除く)
9時30分～12時 / 13時～16時

■場所

市役所分庁舎2階
消費生活センター

■相談先
消費生活センター
☎(93) 5348



法務大臣から人権擁護委員を委嘱 五十嵐和男さんが就任



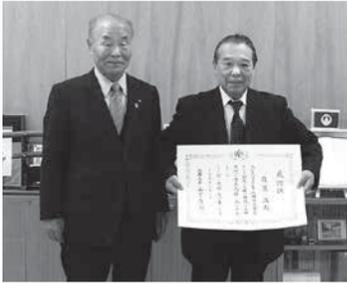
平成31年1月1日付けで、五十嵐和男さん(日吉台一丁目)が人権擁護委員に委嘱されました。任期は3年です。

◀委嘱された五十嵐さん

Hot News 市政ホットニュース

人権擁護委員として長年の功績が認められ 法務大臣から 佐藤満さんに感謝状が贈呈

佐藤満さん(日吉台三丁目)は、平成19年1月1日～平成30年12月31日までの4期に渡り人権擁護委員として尽力し、その功績により法務大臣から感謝状が贈呈されました。



▲1月15日に市長を表敬訪問されました。